

平成30年 4月25日

各 位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ

**「コーポレートガバナンス・コードの改訂等に関する説明会」
における配布資料の掲載**

4月19日に名古屋地区で行われました「コーポレートガバナンス・コードの改訂等に関する説明会」における配布資料を掲載いたします。

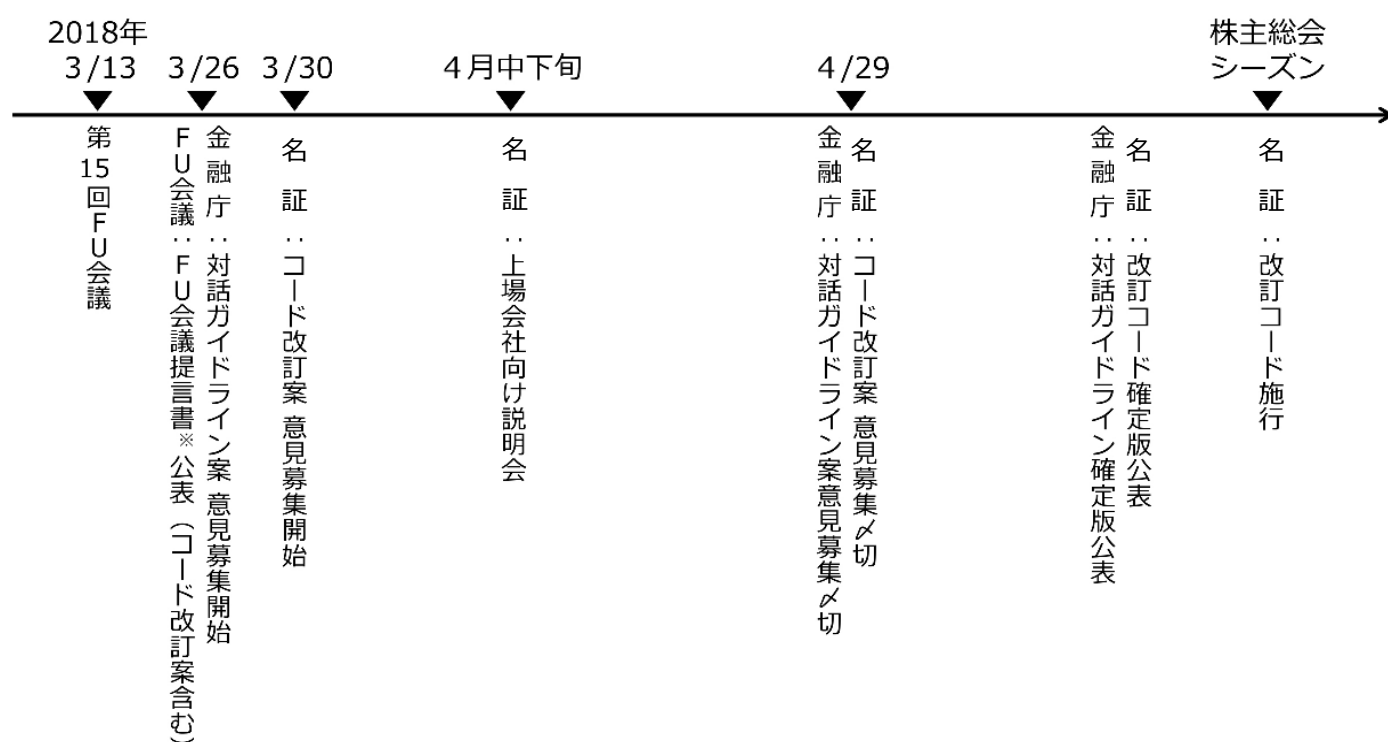
なお、当該資料につきましては、(株)東京証券取引所における対応内容等が記載されておりますが、当取引所における対応内容等は別紙のとおりとなります。

以 上

(平成 30 年 4 月 19 日説明会補足資料) 説明会資料における名古屋証券取引所の対応等について

頁番号	説明会資料該当箇所	名証における対応等
17～40	「コーポレートガバナンス・コード」改訂案	名証においても改訂内容は同じです。
50	1. 今回の改訂で変更・新設される原則	「◆ 市場第一部・市場第二部の上場会社は、これらの 14 原則を自社が実施しているか否かの仕分けが必要となります。」とありますが、市場第一部・市場第二部の上場会社のうち、国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場に上場されている会社については該当いたしません。
60	Ⅲ. 今後のスケジュール	名証における当面のスケジュールも同じであり、下記のとおりです。

コード改訂・対話ガイドライン策定に関する当面のスケジュール



※ FU会議提言書：スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」